

鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、便利で快適なバスの待合環境の整備に係る公共交通事業者や地域自治会等の主体的な取組を支援し、もってバスの待合環境の向上ならびにバス交通の利用促進及び活性化を図るため、予算の範囲内で鹿島市待合室等改修整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) バス待合所 路線バス事業者が運行するバスの路線の停留所における公衆用の待合施設であって、待合室（トイレを含む。）、上屋、ベンチ等の施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び補助金の上限は、それぞれ次のとおりとする。

補助金の交付の対象となる事業	バス待合所の新設又は更新に係る事業（事業費が1万円以下のものを除く。）
補助金の交付の対象となる経費	事業に直接要した経費（土地の取得又は賃借に係る経費を除く。）
補助率	補助金の交付の対象となる経費の1/2以内〔補助金の交付の対象となる経費の2/3以内〕
補助金の上限	50万円

2 〔 〕内は、整備するバス待合所が、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 異なるバス路線の相互乗換え（結節）拠点と認められる場合
- (2) 1日の利用者数が30人以上の場合

- (3) 会長が特に必要と認める場合
(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 路線バス事業者
- (2) 地域自治会
- (3) その他会長が適当と認める者

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる事業の開始前に、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 現況写真
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次の手続をしなければならない。

- (1) 第5条に規定する書類の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ鹿島市待合室等改修整備事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けること（会長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、会長に報告してその指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の場合においては、第6条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日以内に鹿島市待合室等改修整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事完成写真
- (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合は、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 会長は、補助事業が完了したと認められる場合に補助金を交付するものとする。ただし、事業の完了前に交付することが適当と認められる場合は、その全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金概算払請求書（様式第7号）又は鹿島市待合室等改修整備事業費補助金精算払請求書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

3 会長は、第1項ただし書の規定により補助金を概算払で交付した場合において、概算払交付額が前条の規定により確定した補助金額を超えたときは、その差額の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 補助申請額	円
2 停留所名	
3 事業の内容	
4 着手・完了 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 現況写真 (4) その他会長が必要と認める書類
6 その他	

年 月 日

様

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

1 停留所名	
2 補助金の交付予定額	円
3 交付条件	(1) 事業完了後、すみやかに実績報告書(様式第 5 号)を提出すること。 (2) 事業計画の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)する場合には、会長の承認を受けること。 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。 (4) 交付決定に対して不服がある場合、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。 (5) その他、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 停留所名	
2 変更した事業の内容	
3 変更後の着手・完了予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添付書類	(1) 変更事業計画書 (2) 変更後の収支予算書 (3) 現況写真 (4) その他会長が必要と認める書類
5 備考	

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業中止（廃止）申請書

次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

1 停留所名	
2 交付決定年月日	年 月 日
3 中止（廃止）の理由	
4 中止（廃止）年月日	年 月 日
5 備考	

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金の額	
2 停留所名	
3 交付決定年月日	年 月 日
4 着手・完了年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 工事完成写真 (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等） (4) その他会長が必要と認める書類
6 備考	

年 月 日

様

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金については、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 停 留 所 名	
2 交 付 確 定 額	
3 条 件 事 項	(1) 概算払により既に交付を受けた額が、交付確定額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。 (2) その他、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった鹿島市待合室等改修整備事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 停 留 所 名			
2 概 算 払 請 求 額	(算出基礎) 交付決定額 ()		
	交 付 済 額 ()		
	今 回 請 求 額 ()		
	残 額 ()		
3 振 込 先	金 融 機 関		本店 支店
	預 金 種 別	1. 普通	2. 当座
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義		

※通帳の見返しを添付すること

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金精算払請求書

年 月 日付で確定通知があった鹿島市待合室等改修整備事業費補助金として、下記金額を交付されるよう鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 停 留 所 名			
2 精 算 払 請 求 額	(算出基礎) 確 定 額 ()		
	交 付 済 額 ()		
	今 回 請 求 額 ()		
3 振 込 先	金 融 機 関		本店 支店
	預 金 種 別	1. 普通	2. 当座
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義		

※通帳の見返しを添付すること